令和８年度　第３回能代市活力ある高齢化推進委員会

日　時　　令和８年１０月２６日（月）
　　午後６時４５分～
場　所　　能代市役所　会議室９・１０

次　　第

１　開会

２　委員長挨拶

３　案件

（１）認知症施策推進計画について

（２）計画の素案（たたき台）について

・素案（たたき台）抜粋版説明資料

４　その他

５　閉会

〇案件（２）計画の素案（たたき台）について

計画の素案（たたき台）本編のページ数が多いため、特に事務局から説明が必要な項目を選定し、**「素案（たたき台）抜粋版説明資料」**を編集いたしました。

この説明資料をご確認いただき、委員会当日は、委員の皆様からご意見をお伺いしたいと考えておりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

案件（１）認知症施策推進計画について

○認知症施策推進検討委員会の概要

１．第２回認知症施策推進検討委員会

日　時：１０月５日（月）14：00～15：00

場　所：能代市役所大会議室

参加者：委員８名、介護している方１名。

内　容：（１）認知症施策の課題と方向性について

第１回推進委員会、認知症の当事者及びご家族へのアンケート結果より

（２）基本的施策と取組（素案）について

（３）意見交換

２．第２回検討委員会の主な内容について

（１）認知症施策の課題と方向性について

認知症の当事者及びご家族へのアンケート結果

調査期間：令和８年７月１４日～９月８日

調査方法：訪問による聞き取り

調査対象：認知症の診断を受けている、又はもの忘れが気になっている人１６人

認知症の方を介護している、または過去に介護した経験ある家族３０人

１）アンケート結果から見えた課題

①（認知症の当事者）相談先を知らなかった（１５人/１６人）。

②本人が認知症になって感じることは、「今後のこと、急に具合が悪くなった時が心配」「息子や夫の世話になっていること」「施設に入れ、と言われる事が一番いや」「もっと早く気づいて病院に行けばよかった」

③本人同士の交流の機会が必要と思う人が１１人/１６人おり、対話できる機会が大切と感じている。

④家族が介護で困っていることは、「同じことを何度も何度も聞くこと」「便の片付けが大変」「日常生活全般から目が離せないため、精神的にストレス」「夜中に起きるようになり、外に出るようになったこと」等があげられた。

⑤家族が地域の人にしてほしいことは、「知ってもらい、見守ってもらえるとありがたい」「さりげない声掛け」「認知症について正しく知ってほしい」「挨拶」等であった。

⑥認知症の人やその家族を支援する取組みについて、「認知症カフェ」や「家族交流会」は８割以上が知っているものの、実際の利用は２～３割にとどまっていた。「チームオレンジ」「もの忘れ相談プログラム」「見守りシール」などは、認知度が３～４割、利用率が１～２割と低く、必要な人へ情報が届いていない状況だった。

⑦本人や家族が安心して暮らせる地域にするためにあれば良いと思うものは、「気軽に相談できる窓口」「認知症に関する正しい知識や理解の周知」「家族の精神的負担を軽減できる支援（家族向け講習、交流会など）」「認知症の人が利用できる施設や介護サービスの周知」があげられた。

２）認知症施策の課題に対する今後の方向性（事務局より）

①認知症の相談窓口について、関係機関にも協力を依頼し、あらゆる機会を通じて伝えていく。

②早期受診、早期対応の取組を継続していく。

③本人同士が不安を分かち合える場、対話できる場づくりを検討していく。

④家族の不安をカバーする取組の検討が必要。引き続き「認知症カフェ」「家族会」「チームオレンジの活動支援」などの取組を行い、家族の負担軽減を図っていく。

⑤認知症サポーター養成講座等の機会を通じて、認知症に関する正しい知識や理解の周知の他、本人・家族の思いや声を具体的に紹介し、地域での声かけや見守り体制の推進につなげていく。

⑥認知症の人や家族を支援する取組について、市民が日常的に立ち寄る場所にチラシを配置・掲示するなど、効果的な情報発信に努めていく。また、認知症の人が希望に沿った生活ができ、自宅や介護施設等において尊厳あるケアを受けることができるよう、認知症の人を支援する方々を対象とした各種勉強会を開催し、対応力向上を目指していく。

（２）基本的施策と取組（素案）について

国や県の認知症施策推進計画を踏まえ、６つの基本的施策で取組みたい。

２重下線が新規に掲げた取組。

基本的施策①認知症に関する市民の理解と増進等

主な取組・認知症サポーター養成講座
・認知症サポーターステップアップ講座
・認知症安心ガイドブック（ケアパス）の普及
・認知症の日及び月間における普及・啓発イベント等の開催

基本的施策②身近で相談しやすい支援体制の整備

主な取組・認知症に関する相談窓口の周知の推進
・認知症地域支援推進員による相談支援体制の推進
・認知症初期集中支援チームによる支援活動の推進
・認知症家族介護者の交流会、認知症カフェの実施

基本的施策③認知症になってからも、自分らしく暮らせる地域づくり

主な取組・認知症サポーターステップアップ講座の実施（再掲）
・「チームオレンジ」活動支援
・本人による発信支援と社会参加、交流機会の確保
・認知症高齢者等見守りシール活用事業
・認知症に関する各種勉強会の実施

基本的施策④切れ目のない保健・医療・福祉の体制整備

主な取組・認知症安心ガイドブック（ケアパス）の普及（再掲）
・認知症地域支援推進による相談支援体制の推進（再掲）
・認知症初期集中支援チームによる支援活動の推進（再掲）
・保健・医療・福祉に関わる人材に対する研修会の開催

基本的施策⑤認知症のある人の意思決定支援及び権利擁護

主な取組・「本人の意思を大切にする支援の在り方研修会」の開催
・消費者被害の防止と対応
・高齢者虐待防止の推進
・成年後見制度の利用促進

基本的施策⑥認知症の予防と早期発見・早期対応に向けた取り組み

主な取組・「タッチパネル式もの忘れ相談プログラム」体験
・加齢性難聴の早期発見・早期対応のための「聞こえ」事業の実施
・認知症初期集中支援チームによる支援活動（再掲）

（３）意見交換

・意思決定支援のところは、いろいろな分野（終活、介護サービスの利用等）の支援があるが、現時点での方向性はどのように考えているか。研修会は、支援者側の方も視野に入れて、グットプラクティスご紹介のような企画などあったら良いかもしれない。３年間ありますから、幅広に考えていろいろな取組をしてほしい。
・相談窓口等の周知の課題について、ペーパーでの周知では限界があるのではないか。認知症に対して不安に思っている人に直接足を運んで、直接対面し、話を聞くことが非常に大切。民生委員が一人世帯、二人世帯を回る時、もの忘れの悩みがないかどうかの確認をしてはどうか。また、自治会にも伺いをたてて、認知症についての勉強会をやってはどうか。ディサービスを利用している人の中にも、認知症に不安を感じている人は多い。ディサービスに足を運んでみてはどうか。あとは、ケアマネジャーは認知症の実態をよく把握している人たちだと理解しているので、今回の推進委員会の方向性に対して、幅広い教育をお願いしたいと思っている。
・民生委員の知識の底上げも必要なのではないかと考えている。年１回の訪問の際に、いろいろな物（周知用のチラシなど）をもって回って、もの忘れの悩みを聞いてフィードバックするというようなことができれば、少しは認知症に対しての意識は減っていくのではないか。市の出前講座では、軽度認知障害のクリアファイルや間違い探しのパンフレットを使用し、みんなで間違い探しをして発表し合う内容で、これまでの講習会と違ってびっくりした。これを是非、自治会、老人クラブ、いろんな面で、３年間で計画的に推進していけば、広まってくると思う。認知症ケアパスも、一番最初のページに新しい認知症観があり、これをもとにして進めていくと、認知症に対してのいろんな弊害が無くなってくるのではないか。

３．第３回検討委員会について

日時：１１月　５日（木）14：00～
場所：能代市役所　大会議室
内容：認知症施策推進計画の計画素案について

案件（２）計画の素案（たたき台）について

能代市
高齢者福祉計画
第 10 期介護保険事業計画
認知症施策推進計画
［令和9～11(2027～2029)年度］

【素案(たたき台)抜粋版説明資料】

目　次

・能代市高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画・認知症施策推進計画、骨子及び国からの見直しポイントの反映について　…P　３

・第 10 期計画に向けた課題・方向性（案）　…P　４

・施策３　介護予防等の推進　…P１１

・施策４　在宅介護サービスの基盤整備　…P１２

・施策５　在宅介護サービスの質的向上　…P１３

・施策６　施設介護サービスの基盤整備　…P１５

・施策７　施設介護サービスの質的向上　…P１６

・施策８　地域包括ケアシステムの深化　…P１６

・施策１１　認知症施策の推進　…（次回）

能代市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画 骨子及び国からの見直しポイントの反映について

第１章　基本的な考え方
　１．計画策定の趣旨　　２．計画の位置づけ　　３．計画の期間　　４．計画の策定体制
　５．高齢者を取り巻く状況　　６．第10期計画に向けた課題・方向性

第２章　計画の基本的方向
　１．基本理念　　２．基本的目標　　３．重点的項目　　４．計画の体系
　５．自立支援・重度化防止の目標

第３章　高齢者福祉計画
　施策１　高齢者の積極的な社会参加
　施策２　自立生活の支援

第４章　介護保険事業計画
　施策３　介護予防等の推進
　　・地域リハビリテーション活動支援事業・・・・・・・２
　　・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施・・１、２
　施策４　在宅介護サービスの基盤整備
　　・新しい介護サービス事業の検討・・・・・・・・・・１
　　・看護小規模多機能型居宅介護計・・・・・・・・・・１
　施策５　在宅介護サービスの質的向上
　　・介護従事者の人材確保・・・・・・・・・・・・・・３
　　・医療・住まい等との連携・・・・・・・・・・・１、２
　　・虐待・身体拘束等の防止対策の推進等・・・・・・・２
　施策６　施設介護サービスの基盤整備
　　・重度者に対する入所施設の整備・・・・・・・・・・１
　施策７　施設介護サービスの質的向上
　　・介護従事者の人材確保・・・・・・・・・・・・・・３
　施策８　地域包括ケアシステムの深化
　　・地域包括支援センター事業の推進・・・・・・・・・２
　　・地域包括支援センターの運営、評価・・・・・・・・２
　　・地域包括ケアシステムの深化・・・・・・・・・・・２
　　・地域ケア個別会議　　・・・・・・・・・・・・・２
　施策９　災害や感染症対策に係る体制整備
　施策１０　高齢者の住まいの安定的な確保

第５章
　施策１１　認知症施策の推進・・・・・・・・・・・・・２

第６章　介護保険料
　１．介護保険事業費の見込み　　２．介護保険料の算定

第７章　計画の推進にあたって
　１．推進体制　　２．進行管理

反映

【国からの見直しポイントの反映】

１　介護サービス基盤の計画的な整備

２　地域包括ケアシステムの深化

３　介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

第 10 期計画に向けた課題・方向性

（１）概況データから

（たたき台 P12）

【課題】

①総人口の減少は続いており、高齢者人口（65 歳以上）は年々減少していますが、特に年少人口（0-14 歳）が、令和８（2026）年には令和３（2021）年の 3/4 程度の水準まで減少しています。高齢化率は上昇し、令和８（2026）年には 43.3%となっています。

②要支援・要介護認定者数は減少傾向にありますが、令和６（2024）年以降は、ほぼ横ばいとなっています。介護度別では、要介護１・２と４・５が令和７（2025）年度から増加傾向にある一方で、要支援１・２、要介護３が減少傾向となっています。また、介護サービス給付費は、第９期計画の見込量の範囲内となっています。

③老人クラブ活動への加入者は減少が続いていますが、敬老行事の実施地区の増や保坂福祉学園の充実、新たな生涯学習活動、介護予防・フレイル予防のサロンができており、高齢者の社会参加の場が多様化しています。

④在宅生活を支援する事業は、おおむね横ばいで推移しており、事業が浸透してきています。外出機会の創出のため、元気・交流２００円バスは、令和７（2025）年度から乗車証を廃止し、介護保険被保険者証を提示することで利用できるようにしました。また、新たな取組として、令和８（2026）年度から、高齢者世帯等排雪支援事業や聞こえの事業を実施しました。

⑤福祉施設の利用状況は、おおむね横ばいで推移していますが、施設の老朽化が進んでいます。

【方向性】

①高齢者人口は、今後も緩やかに減少していくものと予測されますが、高齢者人口（65 歳以上）の減少幅よりも、64 歳以下の人口減少幅の方が大きくなることが見込まれることから、介護を支える人材の育成や確保が引き続き必要となります。

②介護保険サービス受給者数や介護サービス給付費は、横ばいで推移すると見込まれますので、同水準のサービス基盤の確保が必要です。また、要介護認定の適正化も継続して実施する必要があります。

③介護予防や地域での支え合いにつなげるため、生涯学習に関する事業の充実や敬老行事の開催支援等により、社会参加の機会を増やしていく必要があります。

④必要な在宅生活を支援する事業を推進しながら、除排雪制度の充実や加齢性難聴者に対する補聴器購入費助成事業など、昨今の異常気象や時代・状況の変化に対応した取組を検討していく必要があります。

⑤福祉施設の修繕を計画的に進める必要があります。

（２）第９期計画における介護保険事業の進捗から

（たたき台 P13）

【課題】

①介護サービス給付費、地域支援事業費は、おおむね計画で見込んだ水準通りの実績となっています。

②介護サービスの基盤整備として予定していた、既存の特別養護老人ホームの廃止による新たな施設整備や看護小規模多機能型居宅介護の整備が、物価高騰の影響により計画通りに進めることができず、利用者や待機者への影響が生じています。

③中長期的な課題として、年少人口及び生産年齢人口（15-64 歳）が減ることから、介護サービスの担い手の確保や、が困難となることが予測されます。

④介護予防サービスのうち、「介護予防福祉用具貸与」及び「介護予防住宅改修」が計画を上回る利用がありました。

【方向性】

①介護サービス給付費全体では、第９期計画の範囲内となっており、介護保険サービス受給者はほぼ横ばいで推移すると見込まれることから、第 10 期計画においても、基本的には同水準の給付費が見込まれます。

②第 10 期計画期間中に、特別養護老人ホームの施設整備と、看護小規模多機能型居宅介護の整備に取り組む必要があります。

③引き続き介護人材不足の解消のため、介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの導入による現場の生産性の向上について促進するとともに特定地域（中山間・人口減少地域）における介護サービス事業について、高齢者人口及び、介護サービス等の需要を把握し、対応を検討する必要があります。

④「介護予防福祉用具貸与」及び「介護予防住宅改修」は、自立の促進並びに在宅生活支援につながる事業であり、今後も利用者の増が考えられるため、利用動向を勘案する必要があります。

（３）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から

（調査結果のグラフは、たたき台 P14～24）

【課題】

①高齢者のみの世帯が約６割を占めています。「介護・介助は必要ない」としている人が８割以上ですが、何らかの介護、介助を必要としている人は約１４％となっています。主な介護者は「ヘルパー」「配偶者」「娘」で、いずれも３割近く占めています。

②転倒経験がある人は３割程度おり、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」と回答した方のうち、約半数が転倒経験があります。また、15 分以上続けて歩ける人は、趣味や生きがいがあると答えた割合が多くなっています。

③地域活動への参加意向は高いものの、企画・運営としての参加は３割程度となっています。

④「心配事や愚痴を聞いてくれる人・聞いてあげる人」では、配偶者や友人が多いですが、「家族や知人以外の相談相手」では、４割近くが「いない」となっています。地域での助け合いについては、手助けできること・手助けしてほしいこととともに「声かけや日頃の話し相手」が高い割合となっています。

⑤この１か月間で憂鬱になったり、物事が楽しめなくなったりする人は、４割近くいます。

⑥認知症の相談窓口は３割強の認知度となっております。前回調査では約５割であり、認知度が低下しています。

⑦地域包括支援センターの認知度は６割近くの人が「知っている」となっています。前回調査では５割強であり、認知度が向上しています。知っていると回答した２割の方が利用しており、利用内容は、「介護申請に関する相談」が最も多く、次いで「ケアマネジャーの紹介」、「介護サービスの利用について」で、いずれも満足度は６割以上となっています。

⑧認知症になっても住み慣れた地域で暮らすために必要なことは、「気軽に相談できる窓口」が６割以上と最も多いです。また、自分が認知症になったときに希望する対応は、「知ってもらって近所の人に見守りや声かけなど協力をお願いしたい」とする人が４割を超えています。

⑨自分の将来に対する不安は、「病気・けが」が 65％と最も多く、次いで「介護」となっています。

⑩長期療養が必要となったときに過ごしたい場所は、「特別養護老人ホームなどの介護施設」が最も多く、次いで「自宅」となっています。自宅以外を選択した理由には、「家族に負担や迷惑をかけるから」とした人が６割以上となっています。

⑪ＡＣＰについては「知らない」が７割以上を占めており、人生の最終段階については家族と話し合ったことがないという人が５割となっています。

※ACP（アドバンス・ケア・プランニング：Advance Care Planning）…もしものときのために、自らが希望する医療やケアについて、周囲の信頼する人達と前もって考え、繰り返し話し合うことによって、自分の希望や思いを伝えることができるようにする取組です。「人生会議」という愛称があります。

【方向性】

○課題①②③について

転倒予防や閉じこもり防止のため、体力づくりも兼ねた外出の機会となる事業の継続・創出や、年齢や身体の状況に応じた体力向上につながる取組が必要です。

○課題③④⑤について

地域での声掛けや、ゆるやかに見守りしあえる環境づくりの支援、介護サービスやその他のサービス等を組み合わせた複合的な見守りのほか、法律や金銭管理を含めた権利擁護の取組を進めていく必要があります。

○課題⑥⑦⑧について

認知症の相談窓口について、地域包括支援センター等、安心して相談できる窓口があることを周知する必要があります。

○課題⑨⑩⑪について

人生の最終段階について、関係機関と連携しながら、自ら考え、家族や支援者と話し合う機会を設けるほか、「話し合うきっかけを地域でつくる」ための取り組みが必要です。

（４）在宅介護実態調査から

（調査結果のグラフは、たたき台 P24～30）

【課題】

①高齢者の単身世帯、高齢者夫婦のみの世帯が多く、あわせて５割以上となっています。

②本人（調査対象者）の要介護度は「要介護１」が最も多く、要介護２までの人が全体の７割以　上となっています。

③本人が抱えている傷病については、「認知症」が最も多く、次いで、「筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）」となっています。

④主な介護者は「子」が一番多く、その年齢は６０代がもっとも多くなっています。７０代の介　護者も２割近くおり、老々介護の状況にあります。

⑤介護者が不安に感じる介護は、「認知症状への対応」が最も多く、次いで「外出の付き添い、送迎等」「夜間の排泄」となっています。

⑥在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」がもっとも多く、次いで「外出同行（通院・買物など）」、「見守り、声かけ」となっています。

⑦現在働いている介護者の４割以上は介護のために働き方の調整を行っておらず、６割以上は今後も介護と仕事の両立は可能としています。

⑧仕事と介護の両立に向けて効果的な勤め先からの支援としては、「介護休業・休暇等の制度の充実」や「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイムなど）」への期待があります。

【方向性】

○課題①、②、④、⑦、⑧について

介護離職については、現状では危険視するほどではないと考えますが、離職や転職する方も少なからずいますので、介護者の負担軽減につながるよう、引き続き地域包括支援センター等への相談を促す必要があります。

○課題③、⑤、⑥について

介護者が不安に感じる部分をカバーする取組の検討が必要です。

（１）認知症への対応

引き続き、認知症の人及びその介護者（家族等）が集う認知症カフェや家族会、チームオレンジの活動支援などの取組を行い、家族等の負担軽減を図る必要があります。

（２）外出の付き添い、送迎等

介護保険サービスによる介護タクシーや、元気・交流２００円バスにより対応していますが、運転免許証の返納による移動の不自由さの課題もあることから、公共交通全体の課題として関係部署と連携しながら、支援策について検討を進めていく必要があります。

（３）夜間の排泄

家族介護用品支給事業（おむつ券）により在宅介護を支援していますが、夜間対応も可能な介護サービス等の支援策の周知を行う必要があります。

（５）介護人材実態調査から

（調査結果のグラフは、たたき台 P30～33）

【課題】

①令和７（2025）年中、「採用０人」は４割近くあり、「１名以上採用」は約６割ありました。また、「離職者数０人」は５割弱、「１名以上離職」が５割以上ありました。離職者の平均勤続年数は「１年未満」がもっとも多くなっています。離職の理由は、「自分の体力・体調面」がもっとも多く、次いで「職員同士の人間関係」、「仕事の内容面」となっています。

②人材確保状況については、６割が「確保できている」、「おおむね確保できている」と回答して　いますが、確保できていない事業所も４割あります。

③人材確保のため自社で取り組んでいることについては、「賃金・労働時間等、労働条件の改善」、「資格取得などの研修参加の推奨」、「休憩室など職場環境の整備」が多く挙げられています。

④外国人材の雇用については、１割強の事業所が、「すでに雇用している」または「予定がある」としていますが、「予定はないが検討している」と「予定はなく検討もしていない」とする事業所は９割弱ありました。

⑤ＩＣＴやＡＩの導入については、４割強の事業所が、「導入済」または「導入予定がある」としています。導入している内容については、「記録業務、請求業務の支援としてのＩＣＴ導入」が最も多く、次いで「見守り・コミュニケーション」の導入が多くなっています。

※ＩＣＴ…情報通信技術のこと。介護現場では「介護記録ソフト」「見守りセンサー」「インカム」「シフト作成ソフト」等があり、生産性の向上や職場環境改善のメリットがある。
※ＡＩ　…人工知能のこと。介護現場では転倒リスクや徘徊の検知、記録作業のサポートなどがあり、見守りや記録の補助により職員の負担を軽減し、気づきや判断を支援する。

⑥介護人材不足解消に必要と思う取組は、「賃金の増加」、「介護労働環境の改善」、「介護職のイメージアップ」が多く挙げられます。

【方向性】

○課題①～⑥について

外国人材の受入や、人材育成支援、ICT 導入のための補助金制度の周知を行い、引き続き事業者への支援を図るほか、介護分野以外でも利用できる補助金制度については、関係部署との連携により周知します。また、介護情報基盤との連携によるオンライン申請等により、事業者の負担軽減を図ります。

（６）認知症の人と家族の意見から

（たたき台 P33～34）

【課題】

①認知症の当事者や家族へのアンケート結果では、相談先を「知らなかった」と回答した方が多数を占めています。
【知らなかった人の割合】
本人アンケート結果：１５人/１６人（93.8%）
家族アンケート結果：１３人/３０人（43.3%）

②本人が認知症になって感じることは、「今後のこと、急に具合が悪くなった時が心配」、「息子や夫の世話になっていること」、「施設に入れ、と言われることが一番いや」、「もっと早く気づいて病院に行けばよかった」等がありました。

③家族が介護していて困っていることは、「同じことを何度も何度も聞くこと」、「便の片付けが大変」、「日常生活全般から目が離せないため、精神的にストレス」、「夜中に起きるようになり、外に出るようになった」等がありました。

④本人同士の交流の機会が必要だと思う人は、68.8%（11 人/16 人）を占めていました。対話できることが大切だと感じています。

⑤家族が、地域の人にしてほしいことは、「知ってもらい、見守ってもらえるとありがたい」、「さりげない声掛け」、「認知症について正しく知ってほしい」、「あいさつ」等がありました。

⑥認知症の人やその家族を支援する取組みについて、認知症カフェや家族交流会は８割以上が

知っているものの、実際の利用は２～３割にとどまっています。また、チームオレンジ、もの忘れ相談プログラム、見守りシールなどは、認知度が３～４割、利用率が１～２割と低く、必要な人へ情報が届いていない状況です。

⑦本人や家族が安心して暮らせる地域にするためにあれば良いと思うものは、「気軽に相談できる窓口」、「認知症に関する正しい知識や理解の周知」、「家族の精神的負担を軽減できる支援（家族向け講習、交流会など）」、「認知症の人が利用できる施設や介護サービスの周知」があげられました。

【方向性】

○課題①について

認知症の相談窓口については、地域包括支援センター等、安心して相談できる窓口があることを、関係機関からご協力いただきながら、あらゆる機会を通じて周知します。

○課題①、②、③、⑤、⑥について

認知症の人やその家族を支援する取組みについて、必要なタイミングで必要な支援につながるよう、市民が日常的に立ち寄る場所にチラシを配置・掲示するなど、効果的な情報発信に努めます。

○課題③、⑥、⑦について

介護者が不安に感じる部分をカバーする取組の検討が必要です。引き続き、認知症の人及びその介護者（家族等）が集う認知症カフェや家族会、チームオレンジの活動支援などの取組を行い、家族等の負担軽減を図っていきます。

○課題④について

認知症本人同士の交流が必要と思っている人が多いことから、同じ境遇の人同士が不安を分かち合える場、対話できる場づくりを検討していきます。

○課題⑤について

認知症サポーター養成講座等の機会を通じて、認知症に関する正しい知識や理解の周知の他、本人・家族の思いや声を具体的に紹介し、地域での声かけや見守り体制の推進につなげていきます。

重点的項目

（たたき台 P36、第９期計画 P56）

○地域包括ケアシステムの深化

○認知症施策の推進

○介護人材の確保と生産性の向上

○介護サービス基盤の計画的な整備

第４章　介護保険事業計画

施策３　介護予防等の推進

（１）介護予防の継続的な推進

新規事業

○地域リハビリテーション活動支援事業

（たたき台 P59）

［事業概要］

リハビリテーションによって、単なる心身機能等向上のための機能回復訓練のみならず、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動能力を高め、自立を促すことが重要です。高齢者の生活の質の向上を目指すため、地域における介護予防の取組をより効果的することを目指し、リハビリテーション専門職等が地域包括支援センターと連携しながら通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の自立支援に資する取組を行っていきます。

［現状（成果・課題）と今後の取組］

初年度は通いの場への関与から始めていきます。その後、サービス担当者会議や訪問、通所介護事業所に対するアドバイスなど、関与する範囲を広げて、自立支援や重度化防止のプロセスを共有します。

リハビリテーションの活動を行う専門職の確保を図ります。

（４）高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

（たたき台 P64、第９期計画 P83）

［事業概要］

高齢者が抱える様々な健康問題に対応するため、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、地域全体で高齢者を支え、疾病予防・重症化予防・フレイル予防等を行い、健康寿命の延伸を目指しています。

日常生活圏域ニーズ調査によると、転倒の不安や外出頻度の減少、固いものの食べにくさ、もの忘れが多いと感じる等の回答があり、地域包括支援センターの介護予防教室や市民保険課が主管する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」と連携してフレイル予防の取り組みを進め、介護予防につないでいきます。

［現状（成果・課題）と今後の取組］

健診未受診で医療機関への受診や介護サービスの利用がない健康状態が不明な高齢者を市民保険課で抽出し、その対象者に地域包括支援センターで訪問し、健康状態を確認、必要な支援につなぎました。

また、市民保険課で毎月開催しているフレイルチェック測定会に同行し、「もの忘れ相談プログラム」及び「簡易聴力検査」を実施し、認知症の早期発見、早期対応に取り組みました。

市民保険課が主催するフレイル健診へ出向き、フレイル状態の方を含む参加者に、地域包括支援センターで行っている介護予防教室について紹介し、参加を促し、フレイル予防につながるよう働きかけましたが、介護予防教室につながった方はおりませんでした。

フレイル状態が心配される高齢者が、セルフマネジメントにより健康状態の改善ができるよう、一体的実施事業や地域包括支援センターと引き続き協力して進めていきます。

施策４　在宅介護サービスの基盤整備

（２）介護サービスの推進

○新しい介護サービス事業の検討

（たたき台 P79）

[今後の取組]

高齢者人口の減少や、生産年齢人口の減少による介護人材の確保の困難が進むことを見据え、中山間・人口減少地域が必要なサービスを維持するために、地域の実情に応じて柔軟なサービス提供を行うことができる「特定地域サービス」、「特定地域居宅サービス等事業」が令和９（2027）年度から創設されます。対象地域における選択可能な新たな給付や事業について、市の状況や国・県の動向を注視し、必要に応じて関係者の意見を聞きながら、実施の可能性を検討します。

○看護小規模多機能型居宅介護

（たたき台 P82、第９期計画 P86～87）

[事業概要]

要介護度が高く、医療ニーズの高い利用者に柔軟に対応するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせて提供する複合型事業所において、看護と介護サービスを一体的に受けられます。

[現状（成果・課題）]

令和８（2026）年度に公募し、令和９（2027）年度末（令和 10 年年春）の開設をする予定でしたが、物価高騰が長引いており、公募スケジュール、要件等を見直すこととしました。

［実施状況と今後の取組］

		実施状況			計画の目標値（見込値）		
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
給付費	計画値（A）	1,801千円	1,803千円	93,027千円			
	実績値（B）	**0千円**	**0千円**	**0千円**			
	B／A	0.0%	0.0%	0.0%			
人数	計画値（A）	1人/月	1人/月	29人/月			
	実績値（B）	**0.0人/月**	**0.0人/月**	**0.0人/月**			
	B／A	0.0%	0.0%	0.0%			

看護小規模多機能型居宅介護について、９期計画中には開設に至らず、利用実績もない状況となっています。

公募要件を見直すなど、事業者が参入しやすい条件を検討し、10 期計画期間中での公募・選定・開設に向けて取り組みます。

施策５　在宅介護サービスの質的向上

（１）介護従事者の人材確保及び資質の向上

○介護従事者の人材確保

（たたき台 P84、第９期計画 P88）

［事業概要］

地域包括ケアシステムを支え、介護サービスを充実していくにあたり、介護従事者の確保が必要となるため、人材の確保に向け、効果的な方策を検討します。

［現状（成果・課題）と今後の取組］

関連部署と連携し、各種事業の情報を事業所へ提供してきたところ、一部の事業所で外国人材を登用するなどの成果があったものの、全体としての介護人材不足の解消には至っていません。引き続き事業所への情報提供を行うとともに、雇用対策連絡協議会等への参画を通じて、介護分野への人材確保や就労について県や関係機関との連携に努めます。

これらと連動し、現場における労働環境の改善を進めるため、見守りセンサーやインカム、タブレットといった「ICT・介護ロボット」の導入の普及や活用事例の周知に努めます。

こうした取り組みを通じて、介護現場の身体的・精神的な負担を軽減し、若い世代からも「働きたい」と選ばれる、先進的で魅力ある職場づくり（生産性の向上、経営基盤の強化）を推進します。

（４）在宅ケアの取組

○医療・住まい等との連携

（たたき台 P90、第９期計画 P93）

[事業概要]

がんの末期状態や病気療養後等は、自宅で過ごしたいと思っている人に対する往診等の医療の確保が難しい状況から、転院や施設の入所で対応せざるを得ない状況にあります。医療との連携を深めながら住宅改修に対する補助制度や福祉用具の紹介・利用等を進め、在宅での生活支援に努めます。

また、サービス付き高齢者向け住宅等の整備によって高齢者の住まいに対する考え方が変わってきていることから、整備動向等を把握し情報提供に努めます。

[現状（成果･課題）と今後の取組]

住宅改修の補助、福祉用具の紹介・利用等を進め、適切に対応しています。

サービス付き高齢者住宅等の整備状況について、市ホームページに掲載するなど、情報取集・把握と情報提供に努めています。

単身高齢者が住まいを確保するにあたり、身元引受人の課題もあるため、個別ケースに応じた対応及び地域としての取組が必要となっているのではないかと思われます。

これまでの取組を引き続き実施するとともに、身元引受人等の課題については、地域ケア会議での課題を踏まえて、関係部署と連携していきます。

○虐待・身体拘束等の防止対策の推進等

（たたき台 P91、第９期計画 P93）

[事業概要]

高齢者虐待は、主に「介護者の疲労・ストレス」や「認知症による症状」が引き金となり発生します。

虐待を未然に防ぐため、また深刻化させないためには、介護サービスを活用して負担を軽減し、一人で考え込まずに相談することを勧めていきます。

また、令和６（2024）年より全ての介護サービス事業所に「高齢者虐待防止の推進」が完全義務化とされ、虐待防止の指針作成、委員会設置、職員研修、担当者の選任が義務化されております。

高齢者の権利を守るために、虐待防止に向けた相談や通報の対応を行い、ネットワークを構築していきます。

[現状（成果･課題）と今後の取組]

認知症相談窓口を知っているかについて、「はい」が 34.0%、「いいえ」が 60.4%、地域包括支援センターの窓口を知っているかについて「知っている」は 57.5%、「知らない」は 40.2%となっており、窓口の周知を行っていく必要があると思われます。

養護者による高齢者虐待では、意見や価値観の相違が原因となることもあり、長期間の

対応が必要になるケースも見られます。セルフネグレクトと思われるごみ屋敷問題や多頭飼育など、課題が複雑なケースもあり関係機関との連携も必要となっています。

地域包括支援センター、権利擁護センターとの連携、虐待についての周知、相談窓口のＰＲを今後も継続して実施していきます。

施策６　施設介護サービスの基盤整備

（１）重度者に対する入所施設の整備

１）施設サービス

○介護老人福祉施設

（たたき台 P92、第９期計画 P94）

[事業概要]

常に介護が必要で自宅での生活が困難な方が入所し、日常生活上必要な介護、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

[現状（成果・課題）]

既存施設については適切に実施することができました。令和９（2027）年度末での閉所が予定されている「長寿園」の後継施設の整備については、事業予定者からの辞退があったことから、早急な対応が必要となっています。

[実施状況と今後の取組]

		実施状況			計画の目標値（見込値）		
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
給付費	計画値（A）	756,190千円	759,871千円	757,147千円			
	実績値（B）	**733,718千円**	**737,006千円**	**742,623千円**			
	B／A	97.0%	97.0%	98.1%			
人数	計画値（A）	242人/月	242人/月	242人/月			
	実績値（B）	**238.5人/月**	**235.4人/月**	**238.6人/月**			
	B／A	98.6%	97.3%	98.6%			

介護老人福祉施設の利用実績は利用人数、給付費ともに計画で見込んだ水準の９割台で推移しており、おおむね計画通りとなっています。

今後も継続して実施していきます。

「長寿園」については、後継となる新たな施設整備に向けた取組を進めるとともに、「長寿園」の運営延長の可能性について、能代山本広域市町村圏組合等と協議をします。

施策７　施設介護サービスの質的向上

（１）介護従事者の人材確保及び資質の向上

再　掲

○介護従事者の人材確保

（たたき台 P95、第９期計画 P95）

［事業概要］

地域包括ケアシステムを支え、介護サービスを充実していくにあたり、介護従事者の確保が必要となるため、人材の確保に向け、効果的な方策を検討します。

施策８　地域包括ケアシステムの深化

（１）日常生活圏域の維持と環境整備

○地域包括支援センター事業の推進

（たたき台 P99、第９期計画 P98）

［事業概要］

きめ細かな対応を目指して、日常生活圏域である「本庁地域」「北地域」「南地域」「二ツ井地域」の４か所に地域包括支援センターを設置し、引き続き委託により事業を実施していきます。各地域包括支援センターは、地域包括ケア体制の中核として、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の３職種がチームとなり支援にあたっています。高齢者や家族のほか、保健・医療・福祉等関係機関や市民等からの情報を集約し、個々の状況にあわせた必要な支援を、関係機関等の協力を得て、包括的・継続的に業務を進めます。

地域包括支援センターへの相談では、経済的な問題や頼れる身寄りがない状況などが絡んで複雑化・多様化している傾向があります。今後も関係機関と連携・協力し、地域包括支援センターの体制整備と質の確保に努め、体制強化を図ります。

［現状（成果･課題）と今後の取組］

地域の高齢者の相談機関として、介護や福祉、保健の面から総合的に支援を行い、地域に密着した対応ができています。

国においては、頼れる身寄りがいない高齢者が直面する生活上の課題や権利擁護、終活等の不安に対し、日常生活や死後事務を一元的に支える法的仕組みの整備が進められています。こうした法改正への対応として、本市においても地域包括支援センターを「頼れる身寄りがいない高齢者等からの相談に初期段階から対応する総合窓口」として位置づけ、「地域ケア会議」の活用や、市、社会福祉協議会、民間事業者等の多機関連携により、地域全体での支援体制構築を目指していきます。

地域包括支援センター職員のスキルアップと関係機関との連携協力がより一層求められていると考えられます。

（２）地域包括支援センターの適切な運営・評価

○地域包括支援センターの運営・評価

（たたき台Ｐ101、第９期計画Ｐ100）

[事業概要]

地域包括支援センターの業務として、①介護予防事業、②包括的支援事業としての介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的マネジメント支援業務、③任意事業としての家族介護支援事業等を行っています。

公平・中立な立場から、高齢者支援の核として関与し、高齢者をはじめとする地域住民に対して包括的・継続的な支援を行っています。

市では、地域包括支援センター設置の責任主体として、定例会を開催し情報交換をしているほか、運営母体である各委託法人とも法人会議を実施し、状況や課題などを共有しています。また、地域包括支援センターは、国が示す全国統一の事業評価指標に基づいて毎年自己評価を行い、国に報告しています。評価結果は、センターの機能が十分に発揮されるよう活かすほか、地域包括支援センター運営協議会に報告し、適切な運営に向けて取り組んでいます。

[現状（成果･課題）と今後の取組]

高齢者の相談窓口として認知され、相談件数は年々増加傾向にあります。

また、相談内容は、経済的な問題や身寄りがない状況などが絡んで複雑化・多様化しており、地域包括支援センター職員のスキルアップと関係機関との連携協力がより一層求められています。

国の全国統一の事業評価指標による自己評価結果では、ほぼ全国平均を上回る結果となっています。地域包括支援センターの総合相談機能や地域マネジメント機能が十分発揮できるよう、今後も国が示す事業評価指標を積極的に活用した適切な運営評価を行い、それに基づく機能強化を図っていきます。

地域包括支援センターの業務負担軽減に向け、国では、介護予防ケアマネジメントについて、居宅介護支援事業所が市町村から直接指定等を受けて実施できる新たな仕組みの導入に向けた検討をしています。今後、制度改正が行われた場合には、導入に向けた対応について検討していきます。

今後も、地域包括支援センターが担当する高齢者人口、相談件数、運営方針、業務評価などを踏まえ、業務量に見合った人員体制の確保に努め、人員確保が難しい場合は地域包括支援センターが協力して対応する体制を検討していきます。

（３）地域包括ケアシステムの深化

（たたき台 P105、第９期計画 P103）

地域包括支援センターを中核として、これまで住まい・予防・生活支援・医療・介護の５つの視点による地域包括ケアシステムの強化に向けた地域支援事業の充実を図ってきました。

引き続き、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、高齢者の居住安定に係る施策との連携を重点的に取り組むこととしています。

在宅医療・介護連携の推進では、85 歳以上で医療・介護の複合ニーズを抱える高齢者が増えることを踏まえ、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りの場面での目指す姿を設定し、関係機関との連携を強化していきます。

認知症施策の推進では、令和６（2024）年１月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行され、国や県の認知症施策推進計画に基づき市町村計画を策定することとされました。「新たな認知症観」を理解し、共生社会を作っていくために、計画に基づき取り組みを推進していきます。

生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進では、社会福祉協議会とともに、地域のニーズや課題を把握する生活支援体制整備事業を実施しています。頼れる身寄りがいない高齢者の相談対応や支援を必要とする高齢者の地域のニーズと地域資源のマッチング等のコーディネート業務の推進に努めるとともに、関係機関との連携に努め、地域の支え合いを強化してまいります。

高齢者の居住安定に係る施策との連携では、「軽費老人ホーム」、「有料老人ホーム」、「サービス付き高齢者向け住宅」の情報を、ホームページ等で公表しています。

今後も、高齢者が住み慣れた家庭や地域で、介護や支援が必要となっても、自分らしい暮らしを人生の最後まで送られるよう、関係機関と連携を図り、行政がこれらをコーディネートしながら地域包括ケアシステムの深化を図ります。

（４）地域ケア会議の推進

（たたき台 P108、第９期計画 P107）

地域包括ケアシステムの構築を進めるに当たって、多職種を交え、「個別課題の解決」「地域包括支援ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり、資源開発」及び「政策の形成」の機能を有する地域ケア会議を開催することにより、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に図っていきます。

○地域ケア個別会議

［事業概要］

地域包括支援センター主催で開催し、多職種協働による個別課題（困難事例等）の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域に共通した課題の発見を図ります。適切なサービスにつながっていない高齢者や頼れる身寄りがいない高齢者等が抱える生活課題に対して、

単にサービスを提供するだけでなく、課題の背景にある要因を探り、個人と環境に働きかけることによって自立支援に資するケアマネジメントを、介護支援専門員が推進できるよう支援していきます。

[現状（成果・課題）]

地域ケア個別会議の開催回数は横ばいです。ケアマネジャー等に会議の効果などを周知していく必要があります。

[実施状況と今後の取組]

	実施状況			計画の目標値		
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
開催回数	18件	19件	19件			

各年度末現在、令和８年度は見込値

地域ケア会議の実施を通じて、関係者間の連携を推進し、課題解決を進めます。